

いじめ重大事態に係る調査報告書における再発防止に向けた提言の分析 —過去5年以内にインターネット上で公表された調査報告書からの検討—

亀田 秀子* 会沢 信彦**

An Analysis of Recommendations to Prevent the Recurrence of Bullying in Investigative Reports regarding Serious Incidents of Bullying: An Examination of Investigative Reports Published Online in the Past Five Years

Hideko KAMEDA, Nobuhiko AIZAWA

要旨 本研究の目的は、いじめ重大事態の調査報告書を対象に、再発防止に向けた提言について分析し、いじめ防止対策の推進に資することである。2015年4月から2020年3月までにインターネット上で公表されたいじめ重大事態の調査報告書は、37事案が該当した。分析の結果、カテゴリーは、【いじめの早期発見】、【いじめへの対応・対処】、【いじめの未然防止】の3つに区分できた。【いじめの早期発見】では、7つのサブカテゴリーから構成され、＜教職員間の情報の共有＞や＜いじめの理解と認識＞、＜いじめの早期発見の取り組み＞の提言が多くみられた。【いじめへの対応・対処】では、6つのサブカテゴリーから構成され、＜組織的対応・体制の構築＞、＜重大事態における対応・対処＞、＜関係機関との連携＞の提言が多く、重要性が示唆された。【いじめの未然防止】では、7つのサブカテゴリーから構成され、＜教育委員会との連携・対応と取り組み＞や＜児童生徒へのいじめ防止教育等＞の重要性が示唆された。今後の課題として、「いじめ防止・早期発見・早期対応のためのより良いプログラムの構築」や「児童生徒の自死予防や自死が起きた時のための体制づくり」が求められる。

キーワード：いじめ重大事態、調査報告書、いじめの早期発見、いじめへの対応・対処
いじめの未然防止

問題と目的

2011（平成23）年に滋賀県大津市で起きたいじめ自殺事件を契機として、いじめが大きな社会問題となり、いじめ防止対策推進法が2013（平成25）年9月に施行された。いじめ防止対策推進法の趣旨は、子どもの人権を侵害するいじめ問題を改善すること及びいじめ重大事態を未然に防止するために、社会全体で児童生徒のいじめ問題に取り組むことである。また、いじめ防止対策推進法

では、国・自治体・学校がいじめ防止のための基本方針を策定すること、各学校にいじめ防止対策の組織を常設すること等を定めている。

いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

しかし、「いじめ防止対策推進に関する調査の

* かめだ ひでこ 十文字学園女子大学人間生活学部

** あいざわ のぶひこ 文教大学教育学部発達教育課程児童心理教育専修

結果に基づく勧告」(総務省, 2018)において、法第二条に規定された「いじめの定義」がすべての教師に正しく理解されているとは言い難い現状にあることが明らかとなった。地域による認知件数の差が大きく、いじめ重大事態発生件数の合計は、2013年度179件、2014年度449件、2015年度314件、2016年度396件、2017年度474件、2018年度602件と増加している。いじめを背景とした自殺等の重大事態は後を絶たず、予断を許さない状況であるといえる。

文部科学省の「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、令和元年度のいじめの認知件数は、612,496件と過去最多となった。心身に大きな被害を受けるなどの「重大事態」も前年度から121件増の723件と過去最多を記録した。自殺者は317人で前年度から15人減ったが、いじめ問題を抱えていたケースは10人で1人増えており、極めて憂慮すべき状況にある(文部科学省, 2020)。

いじめ防止対策推進法では、重大事態について2つに区分している。1つは、「生命心身財産重大事態」であり、「生命、心身又は財産に重大な事態が生じた疑いがあると認めるとき」としている。もう1つは、「不登校重大事態」であり、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている(総務省, 2018)。

いじめ防止対策の推進に関わる調査結果に基づく勧告・概要(総務省, 2018)において、自殺等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果を示している。いじめの認知等に関する課題(37事案, 56%)、学校内の情報共有に係る課題(40事案, 61%)、組織的対応に係る課題(42事案, 64%)、重大事態発生後の対応に係る課題(23事案, 27%)、アンケートの活用に係る課題(18事案, 27%)、教員研修における課題(30事案, 46%)という結果であった。

学校等の対応における課題に対して、どのような改善が求められ、再発防止に向けた提言が行わ

れているのであろうか。そこで、いじめ重大事態に関する研究の動向をみていくことにする。

いじめ重大事態と第三者調査委員会のあり方等に関する研究がもっとも多く蓄積されていることが明らかになった(横山, 2018; 小野田, 2017; 木下, 2018; 山岸, 2018; 玉野, 2018等)。その他、いじめ重大事態と学校・学校設置者の義務(三坂, 2017)、いじめ重大事態と危機管理(安藤, 2018)の研究がみられる。いじめ重大事態の調査報告書の知見を再発防止に生かす研究は、中村(2020)の1本のみであった。いじめ重大事態の調査報告書に係る再発防止に向けた提言に関する文献は、「いじめ防止対策推進に関する調査の結果に基づく勧告」(総務省, 2018)以外に、今のところ見当たらない。

重大事態に関する調査報告書は、事実の全容解明と再発防止を目的としており、学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産であるといえる。

そこで本研究では、過去5年以内にインターネット上で公表されたいじめ重大事態の調査報告書を対象に、再発防止に向けた提言について分析し、いじめ防止対策の推進に資することを目的とする。

本研究では、2015年4月から2020年3月までにインターネット上で公表されたいじめ重大事態の調査報告書を収集し、再発防止に向けた提言の部分を抽出する。そして、その動向について明らかにするとともに、具体的な提言の内容について分析を加える。本研究を通して、望ましいいじめ防止対策のあり方を考える一助としたい。

方法

1. 対象文献の抽出

報告書の抽出に際しては、2015年4月から2020年3月までにインターネット上で公表されたいじめ重大事態の調査報告書を収集した。「いじめ+重大事態」、「いじめ+報告書」、「重大事態+報告書」を検索語として検索した。なお、ネット上に

掲載されていても、期限を過ぎているために報告書本体が見られないケースがあったことを付記しておく。

2. 報告書の分析方法

本研究では、いじめ重大事態の調査報告書を対象とし、再発防止に向けた提言について抽出し、分析を行った。提言内容（ローデータ）をそれぞれ

Table 1-1 いじめ重大事態の調査報告書一覧

事案 NO.	都道府県・報告書名・公表年月日 事案
1	【北海道】札幌市立中学校における重大事態調査報告書 平成29年1月 札幌市内中学校に通う生徒の保護者からいじめによる不登校であったとの申立てがあった
2	【青森県】青森市いじめ防止対策審議会 報告書 平成30年8月2日 青森市立中学校の女子生徒が自ら命を絶った
3	【岩手県】矢巾町いじめ問題対策委員会調査報告書 平成28年12月23日 矢巾町立中学校に在籍する2年生の男子生徒が自ら命を絶った
4	【福島県】いじめ防止対策推進法第30条第3項に基づく調査結果報告 平成29年3月28日 会津地方の県立高校において、2年生の女子生徒が校舎内で自死するという事案が発生した
5	【茨城県】取手市いじめ問題専門委員会 令和2年1月18日 取手市立中学校3年に在籍する女子中学生が自ら命を絶った
6	【埼玉県】埼玉県いじめ問題調査審議会 平成30年5月14日 県立高校の2年生女子が平成29年4月に自殺した事案
7	【埼玉県】所沢市いじめ問題対策委員会調査報告書 令和元年8月22日 所沢市立A中学校1年の男子生徒が列車にはねられ、死亡した事案
8	【千葉県】館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会報告書 平成30年9月10日 館山市立中学校生徒の自死
9	【神奈川県】中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会 報告書 平成27年5月18日 川崎市立中学校1年生Aさんの死亡事件
10	【神奈川県】川崎市いじめ問題専門・調査委員会「重大事態調査報告」(a小学校) 平成29年7月20日 市立小学校の児童に対するいじめが重大事態であるとして、調査審議を行った
11	【神奈川県】川崎市いじめ問題専門・調査委員会「重大事態調査報告」(b小学校) 平成29年7月20日 市立小学校の児童に対するいじめが、重大事態であるとして、調査審議を行った
12	【神奈川県】茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会 平成30年12月19日 茅ヶ崎市内の市立小学校に在籍していた児童は、在籍していた当該学級の複数児童から受けたいじめ
13	【神奈川県】県立高等学校における「いじめの重大事態」調査結果 平成31年3月14日 県立高等学校1年生の男子生徒が、野球部内でのいじめにより不登校になり、転学に至った疑いが生じた
14	【神奈川県】「三浦市いじめ等に関する調査委員会」調査報告書 令和2年1月29日 小学校1年、5月中旬より児童同士のトラブルがあり、改善せず、転校を余儀なくされた
15	【神奈川県】(m中学校)横浜市いじめ問題専門委員会 令和2年3月6日 中学校2年生の女子生徒が、同級生の女子生徒から嫌がらせを受け、転校に至った事案
16	【神奈川県】(n小学校)横浜市いじめ問題専門委員会 令和2年3月6日 小学校2年生であった男子児童が、同級生らから、継続的に当該児童を仲間外れにするいじめを受けた
17	【神奈川県】(o小学校)横浜市いじめ問題専門委員会 令和2年3月6日 当時小学4年生の女子児童が同学年の女子児童らに仲間外れ等により、不登校になったとの申立てがあった
18	【新潟県】新潟県いじめ防止対策等に関する委員会 調査報告書 平成30年9月11日 県立高等学校の1年生の生徒が、平成28年11月に自殺した事案

れ断片化し、類似の記述内容をまとめあげてカテゴリの同定を行うものとする。

結果と考察

1. 報告書の概要

2015年4月から2020年3月までにインターネット上で公表されたいじめ重大事態の調査報告書は、37事案が該当した。いじめ重大事態の調査報告書一覧（事案、都道府県、報告書名、公表年月日、事案）を、Table 1-1, Table 1-2 に示した。なお、報告書名、公表年月日は、報告書に記載されている通り、記述する。

都道府県別では、北海道（1事案）、青森県（1事案）、岩手県（1事案）、福島県（1事案）、茨城県（1事案）、埼玉県（2事案）、千葉県（1事案）、神奈川県（9事案）、新潟県（2事案）、静岡県（1事案）、愛知県（2事案）、大阪府（3事案）、兵庫県（2事案）、奈良県（1事案）、広島県（1事案）、山口県（1事案）、福岡県（1事案）、佐賀県（1事案）、鹿児島県（3事案）、沖縄県（2事案）の計37事案である。

公表年については、2015年は1事案、2016年は3事案であった。2017年は8事案であり、2018年は10事案であった。2019年は9事案であり、2020年は6事案の計37事案であった。

都道府県別では神奈川県の9事案が最多であった。公表年においては、2018年の10事案が最多であり、2019年は9事案であった。

2. 重大事態における再発防止に係る提言の分析結果

いじめ重大事態の調査報告書の37事案を対象とし、再発防止に向けた提言について抽出し、分析を行った。提言内容をそれぞれ断片化し、類似の記述内容をまとめて、カテゴリの同定を行った。調査報告書により判明した「いじめ重大事態における再発防止に係る提言内容の区分」（区分、記述数、事案数）を、Table 2 に示した。本文中において、記述内容は「」、サブカテゴリーは

〈 〉、カテゴリは【】で表記した。記述内容は、合計220であった。なお、紙幅の関係で全てを掲載することができないため、主だったもののみを記載する。

カテゴリーは、【いじめの早期発見】、【いじめへの対応・対処】、【いじめの未然防止】の3つに区分できた。

【いじめの早期発見】は、7つのサブカテゴリーから構成された。〈教職員間の情報の共有〉、〈いじめのアンケートの実施と活用〉、〈いじめの理解と認識〉、〈いじめの早期発見の取り組み〉、〈相談体制の整備〉、〈SC, SSWとの連携〉、〈児童生徒の家庭との連携〉であった。

【いじめへの対応・対処】は、6つのサブカテゴリーから構成された。〈組織的対応・体制の構築〉、〈チームとしての支援〉、〈児童生徒への指導・支援〉、〈被害・加害児童生徒への支援と指導〉、〈関係機関との連携〉、〈重大事態における対応・対処〉であった。

【いじめの未然防止】は、7つのサブカテゴリーから構成された。〈教員の研修〉、〈学校づくり〉、〈児童生徒へのいじめ防止教育等〉、〈保護者との連携〉、〈学校いじめ防止基本方針等と対応・取り組み〉、〈教育委員会との連携・対応と取り組み〉、〈インターネットと情報モラル〉であった。

(1) 【いじめの早期発見】の分析結果からの検討

【いじめの早期発見】は、7つのサブカテゴリーから構成された（Table 2 参照）。各々のサブカテゴリーごとに、再発防止に向けての主だった提言の記述内容を示しながら検討していく。

〈教職員間の情報の共有〉においては、10の事案が該当し、13の記述がみられた。「学校としての情報共有の方法を教職員が協力して指導する体制を確立すること」（No.10）の提言があった。教職員が、どのように情報の共有をしていくか、情報共有の方法は重要な視点であろう。また、「子どもに関する情報共有の体制整備」（No.8）、「教職員間の情報共有を徹底し、保護者への情報提供

Table 1-2 いじめ重大事態の調査報告書一覧

事案 NO.	都道府県・報告書名・公表年月日 事案
19	【新潟県】新発田市いじめ防止対策等に関する委員会 平成30年10月5日 新発田市立中学校に在籍する男子生徒が自らの命を絶つという痛ましい事案が発生
20	【静岡県】静岡市いじめ防止再調査委員会 平成30年12月5日 クラスの児童から馬乗りになられ、暴行を受けたという申し立ての事案
21	【愛知県】名古屋市教育委員会 平成28年9月2日 平成25年7月10日に発生した本市立中学校2年生の転落死
22	【愛知県】愛知県いじめ問題調査委員会調査報告書の概要 令和元年7月 中学時代のいじめの影響による重大事態と判断
23	【大阪府】大阪府立小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書 平成28年5月10日 いじめの疑い及びこれを起因とする不登校の問題を対象
24	【大阪府】吹田市いじめに係る重大事態調査委員会 令和元年6月12日 1年生の半ばから、児童Aを中心にきょうだいの悪口を言われ始め、休み時間にボールを当られる
25	【大阪府】大阪府立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書 令和2年3月26日 大阪府立中学校、1年生在籍の男子生徒が自宅マンションのベランダから転落して死亡するという事案
26	【兵庫県】加古川市いじめ問題対策委員会 調査報告書 平成29年12月3日 平成28年9月に自死した加古川市立中学校2年の女子生徒に対するいじめがあった事案
27	【兵庫県】神戸市いじめ問題再調査委員会 調査報告書 平成31年4月16日 平成28年10月に自死した神戸市垂水区市立中学校3年女子に対する事案
28	【奈良県】奈良県いじめ対策委員会 調査報告書 平成29年6月16日 第1学年に在籍していた男子生徒G君が、4階の教室を出た後、4階の窓から転落した
29	【広島県】教育委員会学校教育部生徒指導課 平成31年1月21日 広島市立中学校の生徒が学校駐車場にて死亡した事案
30	【山口県】いじめに係る重大事態に関する調査結果 いじめ調査検証委員会 平成31年2月5日 平成28年7月、当時、県立高等学校2年の男子生徒が自死した事案
31	【福岡県】いじめによる重大事態に関する再調査報告書 令和元年9月12日 平成29年4月に私立高等学校で発生した重大事態
32	【佐賀県】佐賀県いじめ問題対策委員会 佐賀県教育委員会 平成30年10月31日 県立学校において、友人間で、複数回にわたる暴力と金銭強要が生じた事案
33	【鹿児島県】鹿児島県いじめ調査委員会調査報告書 平成29年3月30日 県立高等学校1年、平成26年8月20日（水）午後9時頃、自宅で縊首して死亡した事案
34	【鹿児島県】奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会 平成30年12月9日 当時奄美市立中学校1年生の男子生徒が、自ら命を絶つという痛ましい事案が発生
35	【鹿児島県】鹿児島県いじめ再調査委員会 調査報告書 平成31年3月27日 県立高等学校1年の生徒が自宅において縊首している状態で発見され、死亡するに至ったという事案
36	【沖縄県】いじめ重大事態に関する調査委員会 報告書 平成29年7月21日 一方的に暴力を振るい、その様子をスマホで撮影した動画がライングループで共有したいじめ重大事態
37	【沖縄県】豊見城市いじめ問題専門委員会 調査報告書 平成30年3月30日 沖縄県豊見城市在住の小学4年生が自宅で自死を敢行し、後日縊死するという事案

を適切に行うこと」(No.4)の提言がみられた。
教職員間での子どもに関する情報共有の体制を整え、さらに、保護者への情報共有を適切に行うこ

とが重要である。＜教職員間の情報の共有＞がいかに大切であるかが理解できる。
＜いじめのアンケートの実施と活用＞について

Table2 いじめ重大事態における再発防止に係る提言内容の区分

区分	記述数	事案数
1. 【いじめの早期発見】		
教職員間の情報の共有	13	10
いじめのアンケートの実施と活用	4	4
いじめの理解と認識	12	9
いじめの早期発見の取り組み	7	9
相談体制の整備	5	5
SC,SSWとの連携	4	2
児童生徒の家庭との連携	2	2
2. 【いじめへの対応・対処】		
組織的対応・体制の構築	26	18
チームとしての支援	5	4
児童生徒への指導・支援	9	7
被害・加害児童生徒への支援と指導	9	7
関係機関との連携	20	12
重大事態における対応・対処	24	12
3. 【いじめの未然防止】		
教員の研修	7	7
学校づくり	9	7
児童生徒へのいじめ防止教育等	15	13
保護者との連携	4	2
学校いじめ防止基本方針等と対応・取り組み	7	6
教育委員会との連携・対応と取り組み	27	15
インターネットと情報モラル	11	9

は、4つの事案が該当し、4つの記述がみられた。「いじめの早期発見として、いじめアンケートの活用について」(No.28)や、「いじめ予防としてのアンケート実施」(No.23)の提言があった。いじめアンケートは、いじめの早期発見に役立つとともに、いじめの予防のためにも活用することが重要であろう。

<いじめの理解と認識>では、9つの事案が該当し、12の記述がみられた。提言内容は、「いじめの正しい理解と認識」(No.22)や「スクールカーストの理解と対応」(No.26・No.27)である。また、「いじめの正しい理解と認知を深め、教職員の理解を徹底することで、生徒への適切な対応となる」(No.31)が提言されている。教職員にはいわゆるスクールカーストの正しい理解と対応が求められていると考えられる。

<いじめの早期発見の取り組み>では、9つの

事案が該当し、7つの記述がみられた。いじめの早期発見に向けて、「いじめ事案が起こった際の異なる立場の関係生徒への適切な対応に向けて、いじめ事案への対応の基本姿勢の検討」(No.26)が提言された。また、「いじめを目撃した場合の対応方法等の生徒への周知徹底」(No.5)、さらに、「いじめの早期発見のために、多様な相談窓口を整えること、サインに気づくこと等」(No.2)が提言されている。いじめが起きた際に被害者・加害者への適切な対応ができるよう、対応の基本姿勢を検討しておくことが重要である。また、いじめの早期発見には、児童生徒が利用しやすい多様な相談窓口を整備することも必要である。

<相談体制の整備>では、5つの事案が該当し、5つの記述がみられた。「教育相談体制の有効活用と多職種との連携を通して、いじめの徴候的事実という理解と経過観察の必要性」(No.3)

が提言された。また、「生徒の抱える課題や悩みを捉え対応する教育相談部会システムの構築」(No.5)の提言もあった。相談体制を構築するときに、多職種との連携は必須であり、児童生徒の抱える課題や悩みに速やかに対応できるシステムの構築が求められよう。

〈SC, SSWとの連携〉においては、2つの事案が該当し、4つの記述がみられた。「スクールカウンセラーの活用について」(No.26, No.27)や「スクールソーシャルワーカーの活用について」(No.26)の提言である。さらに、「スクールソーシャルワーカーの活用と多職種連携の更なる推進」(No.27)の提言もあった。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、多職種との連携がより求められている現状が見て取れる。

〈児童生徒の家庭との連携〉では、2つの事案が該当し、2つの記述がみられた。「欠席時の確認・連絡について」(No.35)、さらに、「学校と家庭の連携とくに生徒の欠席連絡に関すること」(No.33)の提言が見られた。児童生徒の欠席に際しては、学校と保護者とが密接な連携を図ることが大切であると考えられる。

(2)【いじめへの対応・対処】の分析結果からの検討

【いじめへの対応・対処】は、6つのサブカテゴリーから構成された(Table 2参照)。各々のサブカテゴリーごとに、再発防止に向けての主だった提言の記述内容を示しながら検討していく。

〈組織的対応・体制の構築〉は、18の事案が該当し、26の記述がみられた。「いじめへの対応組織として、学校におけるいじめ防止等の対策組織やいじめ対策チームの設定」(No.1)の提言がみられた。また、「教職員が協力して指導する体制を確立すること」(No.11)、さらに、「多様な専門性を持った職員が児童生徒に多面的に関わることのできる体制」(No.21)の提言があった。いじめ防止のためには、いじめ対策委員会等を組織し、児童生徒に対して様々な職種の専門家が多面的に

関われる組織の体制が求められよう。

〈チームとしての支援〉は、4つの事案が該当し、5つの記述がみられた。「教職員は的確な児童・生徒理解を進め、管理職は、教職員がチームとして機能する学校内の児童・生徒支援体制の確立に努めること」(No.12)の提言にみられるように、チームとしての支援の重要性が示唆された。さらに、「チームによる丁寧な対応を心がけること」(No.17)、「教師がSOSを出せるチーム学校」(No.27)の提言もあった。特に、教師がバーンアウトしないためにも、SOSを出しやすい学校のあり方が求められよう。

〈児童生徒への指導・支援〉は、7つの事案が該当し、9つの記述がみられた。「学校の日常的な支援・指導の在り方として、個々の生徒の多様な教育ニーズを把握し、そのニーズに応えること」(No.15)、また、「学校において教職員は生徒の立場に立った共感的子ども理解に基づく生徒指導・生徒支援を実現すること」(No.34)の提言がみられた。個々の児童生徒が抱える援助ニーズに応じた支援が重要であるとともに、被害を受けた児童生徒への共感的理解が特に大切であると考えられる。

〈被害・加害児童生徒への支援と指導〉は、7つの事案が該当し、9つの記述がみられた。「被害児童・保護者に対する継続的な支援として、被害児童が義務教育を受ける期間におけるケア」(No.24)、「加害児童・保護者に対する継続的な指導と支援」(No.24)の提言があった。被害児童生徒とその保護者、および加害児童生徒とその保護者に対して、継続的な支援の必要性が示唆されている。

〈関係機関との連携〉は、12の事案が該当し、20の記述がみられた。「学校教育における地域や保護者との連携・協働の有効性を再確認し、日頃から積極的な関係づくりに努めること」(No.12)、「日常的に保護者等との対話に努め、多様なニーズを持つ児童の保護者と定期的に対話の機会を設定すること」(No.14)を提言している。さらに、

「学校と家庭の連携・協働体制づくり」(No.16), 「問題発生時には, スクールソーシャルワーカーの支援を受け, 速やかにケース・カンファレンスを実施すること」(No.14), 「専門家や関係機関との連携の強化として, SC・SSW・弁護士の派遣」(No.24)の提言がみられた。学校は保護者に対して, 積極的な関係づくりに努め, 定期的な対話の機会を設定することは大きな意義がある。また, 学校と家庭の連携・協働体制づくりとして, SC・SSW・弁護士を派遣して, 迅速に問題に対応するなどの対応が求められる。

＜重大事態における対応・対処＞は, 12の事案が該当し, 24の記述がみられた。自殺以前の対応, 自殺後の対応, 重大事態にかかる対応, 重大事態の発見・対応について, 自死予防・自死対応にまとめられた。

自殺以前の対応では, 「いじめ被害申告にはいじめ等対策委員会を中核とした対応を徹底することや, 被害者保護に重点化した組織的な対応を徹底すること」(No.18)の提言があった。また, 「保護者との情報共有を徹底すること, いじめ被害の申立てに関する聞き取りは, 事態の丁寧な解明に努めること」(No.18)の提言もみられた。いじめ対策委員会等を中核とし, 被害者を保護するための組織的な対応が必要である。

自殺後の対応においては, 「基本調査について, 加害生徒への指導について, 遺族への対応について」(No.18)の提言があった。加害生徒への指導は重要であり, 遺族へ対しての慎重な対応が求められよう。

重大事態にかかる対応では, 「重大事態に対応する組織の構築」(No.22), そして, 「学校における重大事態とリスクマネジメント」(No.27)の提言があった。重大事態への対応においては, 教職員間で共通理解がなされるとともに, 学校におけるリスクマネジメントの検討が必須となろう。

重大事態の発見・対応については, 「責任の所在の明確化, 関係者の心情を踏まえた対応, 調査における客観性, 公正性, 中立性の確保」(No.8)

の提言があった。責任の所在を明確にすることは重要であり, 調査においては, 客観性, 中立性を保つことが大切である。

自死予防・自死対応では, 自死予防という視点から, 「自死予防のための教育, 自死予防のための体制づくり, 自死の危機がある子どもの心理状態の理解」(No.26)の提言があった。また, 「スクールロイヤーの活用」(No.27)や, 「児童生徒の自死を抑止するために, 気づきの促進, 問題解決的生徒指導から予防的開発的生徒指導へのシフト」(No.33)の提言がみられた。自死の危機がある児童生徒の変化を見逃すことなく, 全児童生徒に対する予防的開発的生徒指導の取り組みを行うことが求められよう。

(3) 【いじめの未然防止】の分析結果からの検討

【いじめの未然防止】は, 7つのサブカテゴリーから構成された (Table 2 参照)。各々のサブカテゴリーごとに, 再発防止に向けての主だった提言の記述内容を示しながら検討していく。

＜教員の研修＞は, 7つの事案が該当し, 7つの記述がみられた。「教職員への研修・スキルアップ」(No.36), 「様々な機会を通じて一人一人の教職員の資質向上に努めること」(No.12), さらに, 「指導方法やいじめの事実調査等に関する教員への研修の実施」(No.5)の提言があった。＜教員の研修＞では, 教員が児童生徒の変化をキャッチできるスキルの研修も重要であると考えられる。

＜学校づくり＞は, 7つの事案が該当し, 9つの記述がみられた。「生徒との信頼関係の構築」(No.32), 「生徒が気軽に相談できる環境をつくること」(No.32)の提言があった。また, 学校を「安心・受容, 協同・成長できる楽しい居場所に」(No.23), 「居場所づくり, 集団づくりの構築を図ること」(No.10)の提言がみられた。児童生徒が気軽に相談できる環境を整えるとともに, 学校が安心できる楽しい居場所となることが求められる。

〈児童生徒へのいじめ防止教育等〉は、13の事案が該当し、15の記述がみられた。いじめ防止教育として、「いじめや自死の防止に寄与する教育・指導の推進として、いじめ防止教育、自殺予防教育的な実施、心の健康を育む実践的な教育活動の充実、基礎となる人権教育・道徳教育の重要性の再確認」(No.21)の提言がみられた。いじめ防止教育は、自殺予防教育とともに、心の健康を育む教育活動でもある。その基礎となる人権教育・道徳教育の重要性も示唆された。

さらに、「生徒に対するいじめ防止教育」(No.28)、「いじめ防止等のための対策の充実、部活動の適切な実施、自殺予防教育の推進」(No.30)の提言があった。

〈保護者との連携〉は、2つの事案が該当し、4つの記述がみられた。保護者との連携では、「情報共有、正しい理解と認知」(No.31)、「保護者と教員が協力関係を築く」(No.3)の提言がみられた。保護者とは密に連絡を取り合い、保護者と教員がよりよい協力的関係を築くことが大切である。

〈学校いじめ防止基本方針等と対応・取り組み〉は、6つの事案が該当し、7つの記述がみられた。「学校いじめ防止基本方針に沿った対応を徹底すること」(No.10, No.11)、さらに、「いじめ防止対策推進法の理解と各学校のいじめ基本方針に基づいた取組の推進」(No.32)の提言があった。教職員全員が、「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ防止対策推進法」についての共通理解を図り、それらに基づいた取り組みを着実に実施していくことが求められる。

〈教育委員会との連携・対応と取り組み〉は、15の事案が該当し、27の記述がみられた。「教育委員会の体制の改善、教育委員会事務局による法的根拠の資料の提供等」(No.5)、また、「県教委は、市教委において自死事案が生じた場合は原則当該校に配置されているスクールカウンセラーとは別のスクールカウンセラーも派遣すること」(No.5)の提言があった。さらに、「自殺予防に

関しては、県教育委員会がどのような取組みが有効か、国や他都道府県の対応も参考にしながら検討していくよう求めた」(No.6)の提言も見られた。自死事案が生じた場合の対応や、自殺予防に関しての取り組みと体制の整備等において教育委員会が果たす役割は大きい。

「教育委員会の対応と取組の在り方では、学校が適切な支援・指導計画を立案できるよう教育委員会が学校をリードすること、学校間の連携・協力を強化すること、いじめ重大事態発生時、教育委員会は強い指導性を発揮すること」(No.15)が提言されている。教育委員会は、各学校をリードできる適切な支援・指導計画の立案が求められるとともに、重大事態発生時では教育委員会は指導性を発揮することが重要といえる。

「県教委に対する提言として、再発防止に向けた取組の徹底、学校におけるいじめ防止等のための対策への支援、相談体制の充実、研修体制の充実、自殺予防教育の推進に係る支援、平時の備え」(No.30)の提言がみられた。いじめ対応において、教育委員会がいかに重要な役割を果たしているかが窺える。

〈インターネットと情報モラル〉は、9つの事案が該当し、11の記述がみられた。「情報モラル教育に関しては、学校における取組みだけでなく、家庭の役割についても言及」(No.6)についての提言があった。また、「インターネットでの二次被害への対策」(No.7)、「児童生徒の実態に応じ、判断力の育成に視点をあてた情報モラル教育の実施」(No.9)、さらに、「インターネット接続機器や情報モラルに関する教育の在り方」(No.15)に関する提言がみられた。近年は、インターネットでの二次被害も多く報告されており、児童生徒や家庭に対しての情報モラル教育の充実が望まれるところである。

3. 重大事態における再発防止に係る提言についてのまとめと課題

重大事態における再発防止に係る提言につい

て、37事案の提言を一覧表に示した（Table 3-1, Table 3-2）。カテゴリーごとに、要点をまとめた。

【いじめの早期発見】において、最も多かった提言は、＜教職員間の情報の共有＞であり、10の事案において提言がなされている。教職員間で情報を共有する重要性が示唆されたといえる。次に多かったのは、＜いじめの理解と認識＞であり、9つの事案において提言があった。教職員間でいじめについての共通理解・共通認識を深めることが重要である。＜いじめの早期発見の取り組み＞についても、9つの事案において提言がみられた。いじめの早期発見において、＜相談体制の整備＞と共に、＜いじめのアンケート実施と活用＞も必要であろう。教職員がいじめのアンケートを活用し、いじめの兆候を見逃さない体制の構築が求められよう。また、＜SC, SSWとの連携＞や＜児

童生徒との家庭との連携＞も重要となる。何より、いじめの予防と対応においては、SC, SSWの専門性を活かすことが望まれる。

課題としては、＜教職員間の情報の共有＞において、日々、業務に追われている教職員の情報共有の時間をどのように確保していくかである。また、いじめのアンケート実施とそのフィードバックにも多大な時間を要するものである。アンケート実施が形骸化しない工夫も現場に求められよう。

【いじめへの対応・対処】において、最も多かった提言は、＜組織的対応・体制の構築＞の提言であり、18事案が触れていた。組織的対応としては、＜チームとしての支援＞の視点が大切となる。いじめが起きた時に、＜児童生徒への指導・支援＞については、教職員間で組織的な対応

Table 3-1 37事案のいじめ重大事態における再発防止に係る提言の一覧

事案NO.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
いじめの早期発見																			
教職員間の情報の共有	○			○				○		○									
いじめのアンケートの実施と活用					○														
いじめの理解と認識				○									○						
いじめの早期発見の取り組み		○			○														
相談体制の整備			○		○		○												
SC, SSWとの連携																			
児童生徒の家庭との連携																			
いじめへの対応・対処																			
組織的対応・体制の構築	○				○		○	○	○	○	○			○		○			
チームとしての支援												○						○	
児童生徒への指導・支援					○	○								○					○
被害・加害児童生徒への支援と指導								○				○	○					○	
関係機関との連携									○	○	○	○		○	○	○	○		
重大事態における対応・対処		○	○	○				○							○				○
いじめの未然防止																			
教員の研修					○				○	○	○	○							○
学校づくり										○									
児童生徒へのいじめ防止教育等	○	○						○			○	○							
保護者との連携			○																
学校いじめ防止基本方針等と対応・取り組み			○	○						○	○								
教育委員会との連携・対応と取り組み					○	○						○			○	○	○		○
インターネットと情報モラル			○			○	○		○						○				○

Table 3-2 37事案のいじめ重大事態における再発防止に係る提言の一覧

事案NO.	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
いじめの早期発見																		
教職員間の情報の共有			○	○		○						○	○			○		
いじめのアンケートの実施と活用				○					○								○	
いじめの理解と認識			○			○	○	○				○		○				○
いじめの早期発見の取り組み	○					○	○			○				○		○		○
相談体制の整備				○						○								
SC, SSW等との連携							○	○										
児童生徒の家庭との連携														○		○		
いじめへの対応・対処																		
組織的対応・体制の構築	○	○		○	○	○				○		○		○				○
チームとしての支援				○				○										
児童生徒への指導・支援				○											○	○		
被害・加害児童生徒への支援と指導					○			○					○					
関係機関との連携					○			○	○								○	
重大事態における対応・対処			○			○	○	○						○				○
いじめの未然防止																		
教員の研修																		○
学校づくり				○		○							○	○				○
児童生徒へのいじめ防止教育等	○	○	○		○				○		○	○						○
保護者との連携				○														
学校いじめ防止基本方針等と対応・取り組み								○					○					
教育委員会との連携・対応と取り組み	○			○	○						○		○		○		○	○
インターネットと情報モラル								○				○						○

を行うことが重要である。また、＜被害・加害児童生徒への支援と指導＞では、教職員間で共通理解のもと、一貫した指導と長期的な支援が必要とされる。次に多かった提言として、＜関係機関との連携＞の重要性を示した提言が12事案みられた。近年のいじめ問題の解決には、関係機関との連携が必要不可欠である。また、＜重大事態における対応・対処＞についての提言も12事案存在した。教育委員会と連携を図りながら、児童生徒へのいじめ防止教育を行い、さらに、重大事態における対応・対処を教職員間で徹底していくことが重要であることが示唆された。

課題としては、被害児童生徒・保護者への心理的な支援がある。学級担任や生徒指導担当が電話連絡や家庭訪問により、被害児童生徒の実態を把握して、精神面での支援を行うことが重要である。また、被害児童生徒の保護者に対する心理的

な支援として、スクールカウンセラーとの面談を通して、保護者の悲しみや苦しみ、怒りなどを十分に傾聴していくことも必要であろう。

【いじめの未然防止】において、最も多かった提言は、＜教育委員会との連携・対応と取り組み＞の15事案であった。次に多かった提言は、＜児童生徒へのいじめ防止教育等＞で、13事案の提言がみられた。また、＜教員の研修＞として、＜学校いじめ防止基本法等と対応・取り組み＞について共通理解と共通認識を図っておくことも重要となる。

＜インターネットと情報モラル＞については、SNSを使いたいじめを防止するためにも、ネットモラル、情報モラルの向上が求められる。スマホ安全教室の実施やSNSの適切な使用方法に関する講座の実施が不可欠である。学校における取り組みだけでなく、スマホやインターネットの危険性

を踏まえた家庭におけるルール作りも大切となろう。

課題は、いじめを未然に防止するためのいじめ予防教育の実践についてである。効果的なプログラムの作成が求められていることは言うまでもないが、過密なスケジュールの中で、教育課程にいかに関わり込むか、カリキュラム・マネジメントの役割が問われている。

本研究からの提言

1つ目の提言は、いじめ防止・早期発見・早期対応のためのより良いプログラムの構築である。各学校で取り組んでいるいじめ防止について、全職員が共通理解と共通認識を持ち、改善すべき点を検討して実践に移すことが大切である。また、いじめを早期発見するためには、生徒の小さな変化に気づくことや、気づいた情報を確実に共有することが重要であろう。そして、共有された情報に基づいて速やかに対応することがいじめの早期発見に向けた基本姿勢といえる。さらに、その基本姿勢を踏まえたうえで、学校の実態に即したいじめ防止プログラムの構築が求められよう。

2つ目の提言は、児童生徒の自死予防や自死が起きた時のための体制づくりである。ポイントを4点ほど述べていく。1点目は、自死の危険のある児童生徒の心理状態の理解や自死の危険が高い子どもへの接し方を教員が共通理解していることである。2点目として、インターネットを通じた情報発信により、人権侵害を行わないための指導が大切である。学校のみでの対応は困難である場合もあり、教育委員会が警察や法務局との連携を図りながら、インターネットを通じた誹謗中傷、プライバシー侵害を阻止できるような体制が重要である。3点目は、自死予防という視点から教育相談体制の構築が求められる。担任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係者間の連携が必要となる。4点目として、子どもの成長発達支援のためにも、医療機

関、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所等、日頃から、地域にある関係機関との連携を心がけることが重要である。

3つ目の提言は、提言を今後の教育に活かす仕組み作りである。実態に即して改善点を提言して終わるのではなく、提言内容の実施状況を点検する第三者機関の設置も検討されて良い。また、重大事態の調査報告書を全教職員、さらには県内の学校等に十分に周知できる体制が求められる。教職員の研修会において、報告書に目を通す機会を設け、現在のいじめ防止対策が十分であるか、再発防止のための方策を点検していくことも必要であろう。

引用文献

- 安藤 博 (2018). 教育の危機管理 いじめ重大事態と危機管理：「取手事件」の普遍的課題を深める (4) 週刊教育資料, 1618, 21-23.
- 木下 裕一 (2018). 第三者委員会における「いじめ」の事実認定の方法と限界 季刊教育法, 197, 36-41.
- 三坂 彰彦 (2017). 教育問題法律相談 (No.396) いじめ「重大事態」と学校・学校設置者の義務 週刊教育資料, 1547, 31.
- 文部科学省 (2020). 令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf
- 中村 豊 (2020). いじめ重大事態に係る調査報告書の知見を再発防止に生かす視座 教育創造, 36 (97), 8-10.
- 小野田 正利 (2017). 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて いじめ「重大事態」の調査委と再調査委, 内外教育, 6589, 4-5.
- 総務省 (2018). いじめ防止対策の推進に関わる調査結果に基づく勧告 (概要)
https://www.soumu.go.jp/main_content/

- 000538673.pdf
- 玉野 まりこ (2018). いじめ重大事態の不登校事案への対応と第三者委員会のあり方 季刊教育法, 197, 64-71.
- 山岸 利次 (2018). 第三者委員会によるいじめ調査のあり方について: 矢巾町いじめ調査の経験を踏まえて 季刊教育法, 197, 48-55.
- 横山 巖 (2018). 第三者調査委員会のあるべき姿を求めて: 被害児童生徒・保護者への寄り添い 季刊教育法, 197, 24-35.
- 対象とした調査報告書**
- 愛知県いじめ問題調査委員会 (2019). 調査報告書の概要
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/328137.pdf>
- 奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会 (2018). 調査報告書
<https://www.city.amami.lg.jp/somu/documents/daisansyaiinkaihokokusyo.pdf>
- 青森市いじめ防止対策審議会 (2018). 報告書
<https://www.city.aomori.aomori.jp/kyoiku-shido/h30singikai/documents/dai6-2.pdf>
- 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会 (2018). 茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/021/695/1219kouhyouban.pdf
- 福島県いじめ問題調査委員会 (2017). いじめ防止対策推進法第30条第3項に基づく調査結果報告
<https://www.pref.fukushima.jp/uploaded/attachment/244669.pdf>
- 福岡県いじめによる重大事態再調査委員会 (2019). 福岡県いじめによる重大事態に関する再調査報告
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/57280.pdf>
- 広島市教育委員会学校教育部生徒指導課(2019). 広島市立中学校の生徒の死亡事案に係る調査報告書
https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/109243_110940_misc.pdf
- 鹿児島県いじめ調査委員会 (2017). 調査報告書
https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/shidou/documents/documents/64080_20180215174848-1.pdf
- 鹿児島県いじめ再調査委員会 (2019). 調査報告書
https://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/school/shiritu/documents/70947_20190329153447-1.pdf
- 加古川市いじめ問題対策委員会 (2017). 調査報告書
<https://www.city.kakogawa.lg.jp/material/files/group/100/tyousahoukokusyo.pdf>
- 神奈川県いじめ防止対策調査会 (2019). 神奈川県立高等学校における「いじめの重大事態」調査結果の概要
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/48661/gaiyou20190425.pdf>
- 川崎市いじめ問題専門・調査委員会 (2017). 「重大事態調査報告」概要 (a 小学校)
<http://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000089/89744/asyougakkou.pdf>
- 川崎市いじめ問題専門・調査委員会 (2017). 「重大事態調査報告」概要 (b 小学校)
<http://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000089/89744/bsyougakkou.pdf>
- 川崎市教育委員会 (2015). 中学生死亡事件に係る調査報告書
<http://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000066/66812/houkokusho.pdf>
- 神戸市いじめ問題再調査委員会 (2019). 調査報告書 (概要版)
<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/4593/310416gaiyouban.pdf>
- 三浦市いじめ等に関する調査委員会 (2020). 調査報告書
<http://www.city.miura.kanagawa.jp/gakkou/>

- documents/20200417_01ijimetyousaiinkaityous
ahoukokusyoh.pdf
名古屋市教育委員会 (2016). 名古屋市立中学校
におけるいじめが要因として疑われる事案
[http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/
contents/0000050/50909/20160902ijime-
houkokusyoh.pdf](http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000050/50909/20160902ijime-houkokusyoh.pdf)
奈良県いじめ対策委員会 (2017). 調査報告書の
概要
[http://www.pref.nara.jp/secure/183606/
gaiyou.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/183606/
gaiyou.pdf)
新潟県いじめ防止対策等に関する委員会 (2018).
調査報告書の概要
[https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/
attachment/67003.pdf](https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/
attachment/67003.pdf)
沖縄県いじめ重大事態に関する調査委員会
(2017). 報告書
[https://www.city.okinawa.okinawa.jp/sp/
userfiles/oki068/files/fainal-report290721.pdf](https://www.city.okinawa.okinawa.jp/sp/
userfiles/oki068/files/fainal-report290721.pdf)
大阪市第三者委員会 (2016). 大阪市立小学校児
童のいじめ申立に関する調査報告書
[https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/
contents/0000363/363554/houkoku7-2.pdf](https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/
contents/0000363/363554/houkoku7-2.pdf)
大阪市第三者委員会 (2020). 大阪市立中学校生
徒のいじめ申立に関する調査報告書
[https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/
cmsfiles/contents/0000497/497841/
houkokusyoh.pdf](https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/
cmsfiles/contents/0000497/497841/
houkokusyoh.pdf)
埼玉県いじめ問題調査審議会 (2018). 調査報告書
[https://resemom.jp/article/2018/05/15/44526.
html](https://resemom.jp/article/2018/05/15/44526.
html)
佐賀県いじめ問題対策委員会 (2018). 調査報告書
[https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00368329/3_
68329_137074_up_vqu1hbok.pdf](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00368329/3_
68329_137074_up_vqu1hbok.pdf)
札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会
(2017). 札幌市立中学校における重大事態調査
報告書
[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/
sidou/jidouseito/huzokukikan/documents/
houkokusyoh2901.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/
sidou/jidouseito/huzokukikan/documents/
houkokusyoh2901.pdf)
新発田市いじめ防止対策等に関する委員会
(2018). 調査報告書
[http://www.city.shibata.lg.jp/_res/projects/
default_project/_page_/001/008/806/gaiyo.pdf](http://www.city.shibata.lg.jp/_res/projects/
default_project/_page_/001/008/806/gaiyo.pdf)
静岡市いじめ防止再調査委員会 (2018). 調査報
告書
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000802147.pd>
吹田市いじめに係る重大事態調査委員会 (2019).
調査報告書
[https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/
0397/5038/11961116249.pdf](https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/
0397/5038/11961116249.pdf)
館山市第三者調査委員会 (2018). 館山市立中学
校生徒の自死といじめに関する報告書 (要旨)
[https://www.city.tateyama.chiba.jp/
files/300343430.pdf](https://www.city.tateyama.chiba.jp/
files/300343430.pdf)
所沢市いじめ問題対策委員会調査報告書 (2019).
調査報告書
[https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/
kosodatekyoiku/kyoiku/kyoiku
20191205141053759.files/houkokusho_29.pdf](https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/
kosodatekyoiku/kyoiku/kyoiku
20191205141053759.files/houkokusho_29.pdf)
豊見城市いじめ問題専門委員会 (2018). 調査報
告書
[https://www.city.tomigusuku.lg.jp/sp/
userfiles/files/tomigusukusijimemonndaisenn
monniinnkai-houkokusyoh\(1\).pdf](https://www.city.tomigusuku.lg.jp/sp/
userfiles/files/tomigusukusijimemonndaisenn
monniinnkai-houkokusyoh(1).pdf)
取手市いじめ問題専門委員会 (2020). 取手市立中
学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言
[https://www.city.toride.ibaraki.jp/sido/shise/
shicho/kyoikuinkai/documents/documents/
bousisakusaisiyuu.pdf](https://www.city.toride.ibaraki.jp/sido/shise/
shicho/kyoikuinkai/documents/documents/
bousisakusaisiyuu.pdf)
矢巾町いじめ問題対策委員会調査報告 (2016).
調査報告書概要版
[https://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/
2016122300018/files/20161223133846052.pdf](https://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/
2016122300018/files/20161223133846052.pdf)
山口県いじめ調査検証委員会 (2019). いじめに
係る重大事態に関する調査結果 (概要版)
[http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/9/8/
7/987b729c26f6758215f3b991c6ca9f04](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/9/8/
7/987b729c26f6758215f3b991c6ca9f04)

横浜市いじめ問題専門委員会（2020）. いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（m中学校）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.files/020306kouhyouban-m.pdf>

横浜市いじめ問題専門委員会（2020）. いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（n小学校）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.files/020306>

kouhyouban-n.pdf

横浜市いじめ問題専門委員会（2020）. いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（o小学校）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.files/020306kouhyouban-o.pdf>